



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

*166 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察査察課)..... 1

○ 告示

637 令和3年度エンドポイントセキュリティシステム導入における調査設計及び実証実験業務
委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 2

638 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止
(長寿社会課)..... 4

639 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 5

640 公共測量の終了 (技術調査課)..... 5

641 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 5

○ 人事委員会告示

12 令和3年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施 5

○ 教育委員会告示

4 平成14年和歌山県教育委員会告示第2号（学校職員の勤務時間の割振り等に関する基準）の
廃止 11

○ 公告

入札公告 (情報政策課)..... 11

○ 公営企業管理規程

*4 和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程 14

規 則

和歌山県規則第166号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則（平成19年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 略 <u>公益社団法人和歌山県青少年育成協会</u> <u>公益財団法人和歌山県水上安全協会</u> 略	別表 略 公益社団法人和歌山県青少年育成協会 ウィンナック株式会社 <u>公益財団法人和歌山県水上安全協会</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第637号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和3年度エンドポイントセキュリティシステム導入における調査設計及び実証実験業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和3年度エンドポイントセキュリティシステム導入における調査設計及び実証実験業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ス）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（ス）までに掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ITストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

- (ク) ネットワークスペシャリスト
- (ケ) データベーススペシャリスト
- (コ) システムアナリスト
- (サ) アプリケーションエンジニア
- (シ) システム監査技術者
- (ス) システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコマまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ス 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ソ 2の（5）に掲げる資格審査調書

タ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) (1) のアからオまで、コ、サ及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和3年6月18日（金）から同年7月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年6月21日（月）午前9時から同年7月2日（金）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年6月21日（月）から同年7月9日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和3年7月9日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和3年7月14日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第638号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和3年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3011410242	医療法人喜望会	笠松病院	和歌山県海南市船尾196	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和3.4.30

30718001 18	株式会社さくらの丘	岩出介護サービスひばり	和歌山県岩出市岡田字上野669番12 石田ビル3階	訪問介護	令和 3.4.30
30725001 05	社会福祉法人高瀬会	社会福祉法人高瀬会デイサービスセンター	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬423-2	通所介護	令和 3.4.30

和歌山県告示第639号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012000 109	ケアセンターおたっしや倶楽部 御坊・日高事業所	御坊市菌397-2	同行援護	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市里198-1	令和 3.6.1

和歌山県告示第640号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 作業期間 令和2年9月15日から令和3年3月26日まで
- 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市及び紀の川市並びに海草郡紀美野町並びに伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町並びに有田郡湯浅町、広川町及び有田川町並びに日高郡日高町、由良町、印南町、みなべ町及び日高川町並びに西牟婁郡上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡古座川町及び串本町

和歌山県告示第641号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3551	海南市下津町丁字松本151番1の一部、152番1の一部、丸田字南田259番2の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	令和 3.6.2	6.00	37.15

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第12号

令和3年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

令和3年6月18日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和3年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性	2人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	令和4年4月以降
	女性	2人程度		
警察官B	男性	20人程度	上記警察官A男性又は女性の職務内容と同じ。	
	女性	5人程度		

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和4年3月末日までに卒業見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	平成元年4月2日以降に生まれた女性
警察官B	男性	上記警察官A男性の受験資格に該当しない人	平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性の受験資格に該当しない人	平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた女性

注 資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	令和3年9月19日（日）午前8時30分	和歌山市 田辺市	令和3年10月4日（月）に和歌山県警察本部のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	令和3年10月18日（月）及び同月19日（火）から同月21日（木）までのうち、和歌山県警察本部が指定する1日の計2日	和歌山市	令和3年11月5日（金）に和歌山県警察本部のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	令和3年11月16日（火）又は同月17日（水）のうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和3年11月29日（月）に和歌山県人事委員会事務局のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

注 試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

- (1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
教養試験(※1) (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50問)
資格加点(※2)	別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者に加点する。	
適性検査	職務遂行上必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。	

(※1) 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

(※2) 資格加点は、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も点数の高いもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学(英語)	<ul style="list-style-type: none"> ・実用英語技能検定1級 ・TOEIC 900点以上 ・TOEFL(iBT) 101点以上 ・TOEFL(PBT) 607点以上 ・TOEFL(CBT) 253点以上 ・国際連合公用語英語検定試験A級以上 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・実用英語技能検定準1級 ・TOEIC 700点以上900点未満 ・TOEFL(iBT) 76点以上101点未満 ・TOEFL(PBT) 540点以上607点未満 ・TOEFL(CBT) 207点以上253点未満 ・国際連合公用語英語検定試験B級 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・実用英語技能検定2級 ・TOEIC 500点以上700点未満 ・TOEFL(iBT) 52点以上76点未満 ・TOEFL(PBT) 470点以上540点未満 ・TOEFL(CBT) 150点以上207点未満 ・国際連合公用語英語検定試験C級 	30点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・情報セキュリティスペシャリスト試験 ・情報処理安全確保支援士試験 ・システムアナリスト試験 ・アプリケーションエンジニア試験 	50点

情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア開発技術者試験 テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験 テクニカルエンジニア(データベース)試験 テクニカルエンジニア(システム管理)試験 テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験 テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験 情報セキュリティアドミニストレータ試験 上級システムアドミニストレータ試験 	
	<ul style="list-style-type: none"> 基本情報技術者試験 情報セキュリティマネジメント試験 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ITパスポート試験 初級システムアドミニストレータ試験 	30点
財務	<ul style="list-style-type: none"> 日商簿記検定1級 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> 日商簿記検定2級 	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験(立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分) 【警察官A】	200点 (※)	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
作文試験 (1時間) 【警察官B】	200点 (※)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

(※) 論文試験及び作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和2年度の論文及び作文のテーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試

験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和3年度第2回和歌山県警察官A・警察官B採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県警察ホームページの「採用情報」欄の「試験情報」（<https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/recruit/shiken/index.html>）又は、和歌山県ホームページの「和歌山県職員採用情報」（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/210100/saiyou.html>）から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

また、配布場所まで申込用紙を取りに行くことができない場合は、和歌山県警察本部警務課まで問い合わせること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

令和3年7月1日（木）午前10時から同年8月20日（金）午後4時まで受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

令和3年7月1日（木）から受付を開始し、同年8月20日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受験することができない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された者でも採用されない場合がある。また、警察官に必要な適格性を欠くことが明らかとなったときにおいても、採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した人は、令和4年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（令和3年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大学卒	短大2卒	高校卒
208,600円	190,600円	176,500円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。情報提供を希望する者は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、第1次試験及び第2次試験の結果については和歌山県警察本部警務課に、第3次試験の結果については和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。ただし、インターネットにより受験申込みを行った受験者は、「和歌山県電子申請サービス」により、情報提供を受けることができる。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間	情報提供の実施機関
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）	和歌山県警察本部
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	午前9時（情報提供期間の初日は午後3時）から午後5時45分まで	

第3次試験	第3次試験 受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	インターネットにより受験申込みを行った受験者は、合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午後3時から1か月間「和歌山県電子申請サービス」により提供を受けることができる。	和歌山県人事 委員会事務局
-------	--------------	--	---	------------------

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

(2) 和歌山県警察本部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

平成14年和歌山県教育委員会告示第2号（学校職員の勤務時間の割振り等に関する基準）は、廃止する。

令和3年6月18日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

公 告

入 札 公 告

令和3年度エンドポイントセキュリティシステム導入における調査設計及び実証実験業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度

(2) 業務の名称

令和3年度エンドポイントセキュリティシステム導入における調査設計及び実証実験業務委託

(3) 業務の内容

入札説明書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和3年和歌山県告示第637号に規定する令和3年度エンドポイントセキュリティシステム導入における調査設計及び実証実験業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

令和3年6月18日（金）から同年7月29日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和3年6月18日（金）から同年7月2日（金）まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和3年6月21日（月）午前9時から同年7月2日（金）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

令和3年7月30日（金）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和3年7月30日（金）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Research, design and demonstration experiments for construction of end-point security systems

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 30 July 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 30 July 2021)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第4号

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水装置の工事等) 第5条 略 2 略 3 使用者の負担する費用については、当該費用の2分の1以上を予納金として工事着手前に、	(給水装置の工事等) 第5条 略 2 略 3 使用者の負担する費用については、当該費用の2分の1以上を予納金として工事着手前に、

工事完了後15日以内に清算額と予納金との差額をそれぞれ知事の指定する期日までに納めなければならない。ただし、知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 略

工事完了後15日以内に清算額と予納金との差額をそれぞれ知事の指定する期日までに納めなければならない。

4 略

別記第2号様式中

「

給水責任分解点	県が設置する給水装置の管末
---------	---------------

」を

「

給水責任分界点	
---------	--

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。